

今月のお知らせ

介護保険利用者負担限度額認定証等の更新

介護保険施設へ入所や短期入所をした場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日(金)までとなります。

引き続き更新を希望される方は6月30日(火)までに申請書および同意書に加え、資産状況が確認できるすべての預金通帳等をご提出ください。なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金振込通知書等もあわせてご提出ください。

☎保健福祉課(高齢・介護保険) 窓口④番
☎06-6682-9859

後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。

ご希望の方は、電話または窓口でお申し込みください。

申込時にお聞きする事項

・住所 ・氏名 ・生年月日

一度お申し込みいただければ、毎年お申込みは不要です。なお、転居等により居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

☎・☎窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番
☎06-6682-9956

児童手当の現況届について

現況届の提出が必要となる受給者に現況届を送付しています。また、18歳到達後の最初の4月1日から22歳年度末までの子を多子加算認定している受給者のうち、現況届の提出が必要な受給者にも送付しています。6月30日(火)までに保健福祉課(福祉)③番窓口へご提出ください。

現況届または添付書類の提出がない場合は児童手当が受給できなくなります。提出がないまま2年経過すると時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

☎保健福祉課(福祉) 窓口③番
☎06-6682-9857

マイナ保険証を使ってみませんか

マイナンバーカードを保険証として利用すると、次のようなメリットがあります。

- ・過去の診療・薬剤情報などに基づいたより良い医療が受けられる
- ・高額な医療費が発生した場合でも、書類での事前申請や高額な立替払が不要になる
- ・救急現場で、救急搬送中の適切な応急措置や病院の選定に活用される

マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていないため、マイナンバー(12桁の番号)を知らただけでは悪用の心配はありません。医療機関への医療情報の提供についても、ご本人様の同意が必要となっています。

便利で安全なマイナ保険証への切替を、ぜひご検討ください。

☎マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178



メール等での問合せ先はこちら

ご存知ですか? マイナンバーカードで便利な暮らし

コンビニで各種証明書が取得できます

マイナンバーカードをお持ちの方は、住民票の写し等をコンビニのマルチコピー機で窓口よりも100円お得(戸籍証明は同額)に取得できます。詳細はHPをご確認ください。



HPはこちら

市外への転出届はオンラインで

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出届ができるため、転出元の役所には原則来庁不要です。詳細はHPをご確認ください。



HPはこちら

土日祝、早朝や深夜にも取得できます!
利用時間:6:30~23:00
(年末年始・システムメンテナンス日を除く)



待ち時間0で
いつでもどこでも提出可能

☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

令和8年度(令和8年4月から令和9年3月)国民健康保険料

●保険料の決定

令和8年度国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくはお問合せください。

令和8年度の国民健康保険料は、次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	令和8年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料 ^{*1}	子ども・子育て支援金分保険料 ^{*2}
平等割保険料(世帯あたり)	33,908円	10,845円		
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数 × 34,990円	被保険者数 × 11,191円	介護保険第2号被保険者数 × 18,682円	被保険者数 × 1,841円
所得割保険料 ^{*3}	算定基礎所得金額 ^{*4} × 9.50%	算定基礎所得金額 ^{*4} × 3.06%	算定基礎所得金額 ^{*4} × 2.60%	算定基礎所得金額 ^{*4} × 0.28%
最高限度額	66万円	26万円	17万円	3万円

※1 介護分保険料は、被保険者の中に40歳~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。介護分保険料の平等割保険料はかかりません。

※2 子ども・子育て支援金分保険料の平等割保険料はかかりません。子ども・子育て支援金分の均等割は、18歳以上均等割を含みます。

※3 世帯の所得割保険料は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

※4 算定基礎所得は、前年中総所得金額等-43万円となります。

なお、被保険者間の負担の公平性の観点から、「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となります。

☎●保険料の決定に関すること ☎窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番 ☎06-6682-9956

●保険料の減免、納付に関すること ☎窓口サービス課(保険管理) 窓口⑨番 ☎06-6682-9946

~国民健康保険料のご納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください~

令和8年経済センサス - 活動調査の回答期限は6月8日(月)までです

事業所及び企業を対象として、6月1日現在で「令和8年経済センサス - 活動調査」を全国一斉に実施しています。この調査は、法律で回答が義務付けられています。

【回答方法】 インターネット回答なら、24時間いつでも回答可能です。安全で便利なインターネット回答をぜひご利用ください! ※郵送、調査員による直接回収も可能です。

☎☎総務課(統計調査担当) 窓口④番 ☎06-6682-9903

6月は「就職差別撤廃月間」です 《しない させない 就職差別》

就職の面接で、本人や家族の出身地・職業、思想・信条などを質問することは、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項で応募者を判断することになり、就職差別につながるおそれがあります。

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発事業に取り組んでいます。就職の機会均等を保障することの大切さについて皆様のご理解をお願いいたします。

【相談対応】

大阪府及び大阪労働局(ハローワーク)において、公正採用選考に関する相談を実施します。

☎大阪府商工労働部雇用推進室
☎06-6210-9518

✉koseisaiyo@gbox.pref.osaka.lg.jp



相談窓口はこちら

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は6月30日(火)です。なお、3月17日(火)以降に所得税の確定申告または、市民税・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

詳細は、ホームページをご確認ください。

☎あべの市税事務所個人市民税担当
☎06-4396-2953



HPはこちら